

第4期小野市障がい福祉計画

(案)

平成27年3月

小野市

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	1
4	計画の策定体制	2
5	計画の理念	2
第 2 章	障がいのある人の状況	3
1	総人口の状況	3
2	身体障害者手帳所持者数の状況	5
3	療育手帳所持者数の状況	6
4	精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	7
第 3 章	平成 29 年度の数値目標及び取り組み	8
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	8
2	地域生活支援拠点等の整備	9
3	福祉施設から一般就労への移行	9
第 4 章	障がい福祉サービス等の見込量	11
1	訪問系サービス	11
2	日中活動系サービス	12
3	居住系サービス	15
4	指定相談支援	16
第 5 章	地域生活支援事業の見込量	17
1	理解促進事業・啓発事業	17
2	自発的活動支援事業	17
3	相談支援事業	18
4	権利擁護事業	19
5	意思疎通支援事業	20
6	日常生活用具給付等事業	20
7	手話奉仕員養成研修事業	21
8	移動支援事業	21
9	地域活動支援センター事業	22
10	日常生活支援	23
11	社会参加支援	24

12	就業・就労支援	25
第6章	障がい児通所支援等の見込量	26
1	障がい児通所支援	26
2	障がい児相談支援	27
第7章	障がいのある児童の早期支援体制	28
1	早期支援体制の充実	28
2	発達支援室の機能強化	28
3	特別支援教育体制の充実	28
第8章	計画の推進体制	30
1	関係機関等との連携	30
2	推進体制の整備	31
3	計画の進捗管理	31
第9章	資料	32
1	小野市障がい福祉計画策定委員会設置要綱	32
2	小野市障がい福祉計画策定委員会 委員名簿	34

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がいのある人への福祉施策として、平成 15 年度に支援費制度が施行され、社会全体で支え合う障がい者福祉施策の新たな枠組みがつけられました。

しかし、この支援費制度の施行により生じた、障がい福祉サービスの地域格差の解消、地域生活移行や就労支援といった新たな課題等に対応するため、平成 18 年 4 月より障害者自立支援法が施行され、利用者負担にかかる定率負担の導入や、事業者報酬の利用実績に応じた実績払いへの変更など抜本的な見直しが行われました。

また、平成 25 年 4 月には、障がいのある人が、地域で共生できる社会の実現に向け必要な施策を総合的かつ計画的に行うことを定めた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。

小野市では、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づき「第 4 期小野市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人が、安心でき、生きがいをもって地域で共生できる社会の実現を目指します。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」であり、厚生労働大臣が定める基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、この計画は、「第 2 次小野市障がい者計画」とともに、「夢プラン 2020 おの総合計画」の障がい福祉分野の計画として位置づけ、本市の関連計画である「小野市地域福祉計画」「小野市高齢者福祉計画」などの各種計画と整合性を保ったものとしします。

3 計画の期間

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく自立支援給付、地域生活支援事業などの各種福祉サービスについて、短期、中期的なサービス見込量を算出する必要のあることから、3 年ごとに見直しを行っています。

この計画では、第 3 期計画の見直しを行い、第 4 期計画として平成 27 年度から平成 29 年度までの施策等を定めます。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、小野市障がい福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、学識経験者、障がい者団体等の関係者及び行政関係者など16名で構成する小野市障がい福祉計画策定委員会を設置し、現状分析、計画案を審議し、その意見を踏まえた上で策定します。

5 計画の理念

この計画は、「小野市障がい者計画」の基本理念とする「心がかよひ合い、地域でいきいきと暮らせるまち」の理念を踏まえ、次の点に配慮して障がい福祉施策を進めていきます。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めること

(2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がいのある人が地域で障がい福祉サービスを受けることができるよう市町村を実施主体の基本とする。また、障がい福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者（発達障がい者を含む）及び精神障がい者（高次脳機能障がい者を含む）並びに18歳以上の難病患者等並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均てん化を図ること

(3) 地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行、地域生活の継続支援及び就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めること

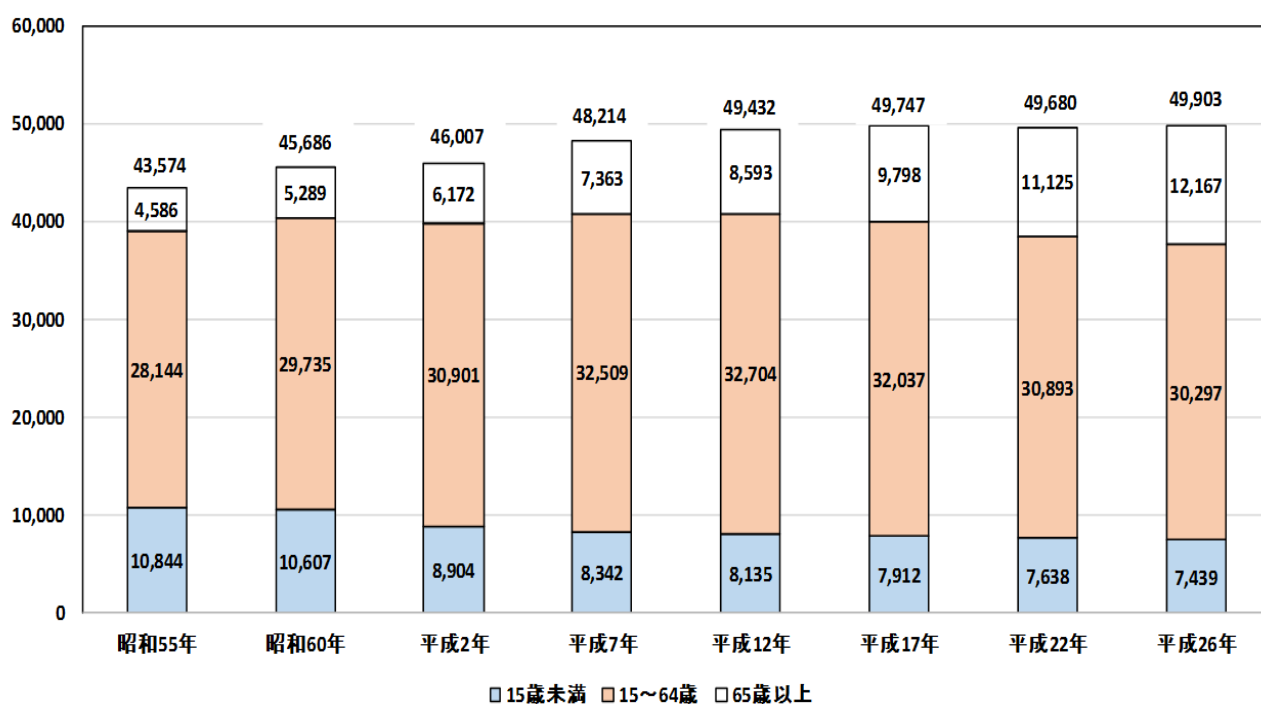
第2章 障がいのある人の状況

1 総人口の状況

小野市の総人口は、平成18年度まで増加傾向にあり、その後ほぼ横ばいとなり、平成26年4月1日現在、49,903人となっています。

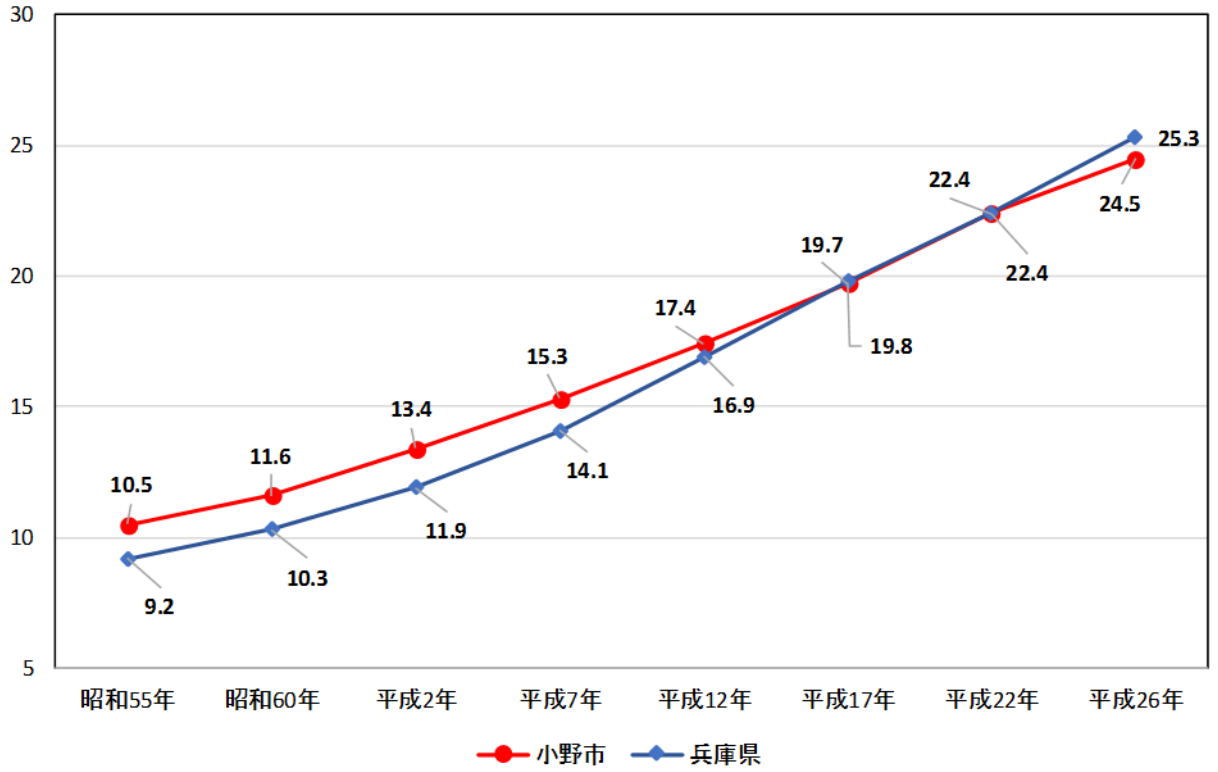
また、構成年齢の内訳を見ると、65歳以上の高齢人口が急増し、高齢化率も上昇を続けており、平成26年2月1日時点で24.5%となっています。

◆小野市の総人口の推移



資料：昭和55年～平成22年 国勢調査（各年10月1日現在）
平成26年 住民登録人口（4月1日現在）

◆小野市の高齢化率の推移



2 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所有者等級別構成比

単位：人 （ ）は障がい児

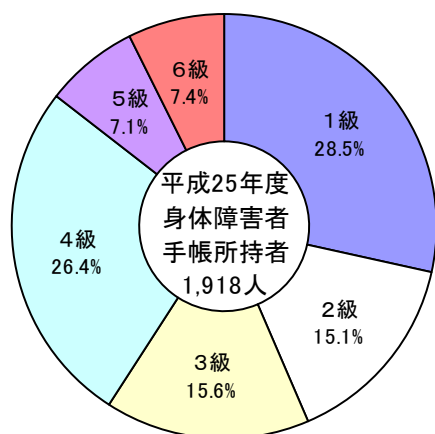
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
合計	1,815 (37)	1,843 (41)	1,864 (43)	1,895 (38)	1,898 (34)	1,918 (34)
1級	513 (12)	518 (14)	527 (15)	543 (17)	555 (16)	546 (16)
2級	297 (11)	294 (11)	291 (11)	301 (6)	291 (6)	289 (5)
3級	266 (5)	290 (7)	286 (8)	290 (7)	291 (6)	299 (6)
4級	455 (6)	459 (6)	470 (6)	474 (3)	485 (2)	506 (2)
5級	150 (0)	146 (0)	150 (0)	143 (1)	137 (0)	137 (0)
6級	134 (3)	136 (3)	140 (3)	144 (4)	139 (4)	141 (5)

身体障害者手帳所持者障がい種別構成比

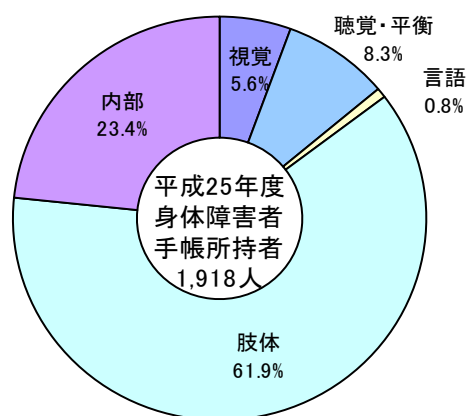
	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
合計	1,815 (37)	1,843 (41)	1,864 (43)	1,895 (38)	1,898 (34)	1,918 (34)
視覚	105 (2)	101 (2)	107 (3)	112 (3)	110 (2)	107 (2)
聴覚 平衡	149 (8)	144 (8)	149 (9)	151 (7)	150 (6)	160 (7)
言語	18 (0)	17 (0)	15 (0)	16 (0)	16 (0)	15 (0)
肢体	1,152 (23)	1,159 (25)	1,175 (23)	1,184 (20)	1,181 (19)	1,188 (17)
内部	391 (4)	422 (6)	418 (8)	432 (8)	441 (7)	448 (8)

各年度3月31日現在

身体障害者手帳所持者等級別構成比



身体障害者手帳所持者障がい種別構成比



3 療育手帳所持者数の状況

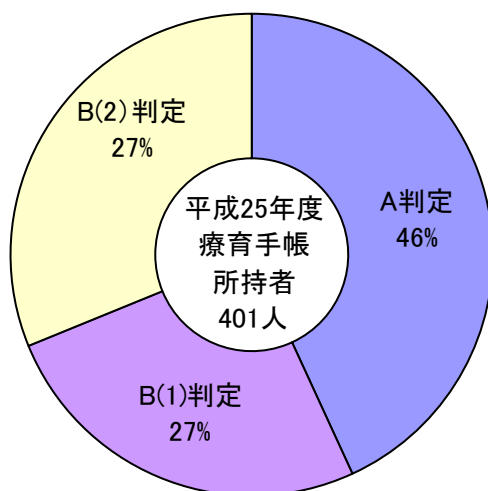
療育手帳所持者等級別構成比

単位：人 ()は障がい児

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
合計	335 (137)	348 (144)	360 (150)	375 (155)	392 (156)	401 (151)
A	154 (36)	159 (39)	160 (35)	167 (40)	174 (40)	173 (34)
B(1)	89 (27)	89 (25)	91 (27)	94 (28)	98 (26)	103 (26)
B(2)	92 (74)	100 (80)	109 (88)	114 (87)	120 (90)	125 (91)

各年度3月31日現在

療育手帳所持者等級別構成比



4 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

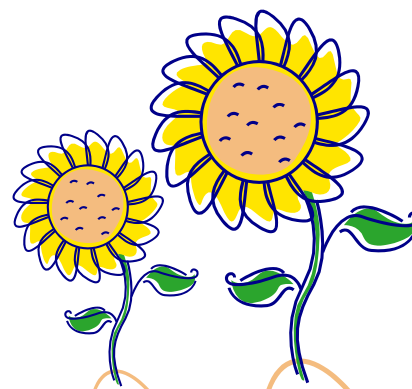
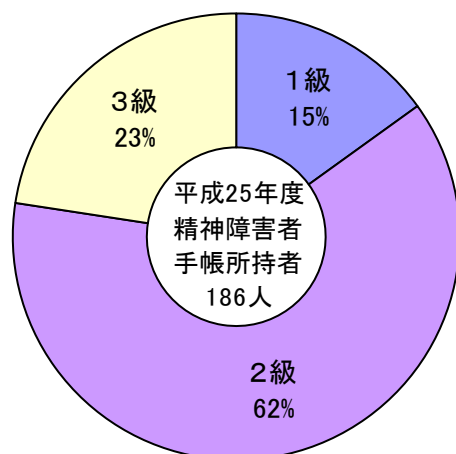
精神障害者保健福祉手帳所持者等級別構成比

単位：人

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
合計	148	165	155	177	183	186
1級	24	25	22	29	29	28
2級	92	108	100	116	123	116
3級	32	32	33	32	31	42

各年度 3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者等級別構成比



第3章 平成29年度の数値目標及び取り組み

指定障がい福祉サービス等の見込みや第3期計画の進捗状況・今後の推進方策に関する検討課題を踏まえて、次の3項目について平成29年度の数値目標を設定しました。

目標達成が図られるよう、関係機関との密接な連携のもと障がい福祉サービス等の充実を進めていきます。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国は、平成25年度末時点における施設入所者の12%以上が平成29年度末までに地域生活に移行することを目指すとともに、平成29年度末時点の施設入所者を4%以上削減することを基本としています。

兵庫県も、国の基準どおり施設入所者数を4%以上削減することとしています。

小野市の考え方

平成25年度末時点の実績、地域の環境整備状況及び施設入所待機者数を考慮し、平成29年度末における入所者数を2名減の44名とすることを目標とします。

項目	数値	考え方
現入所者	46人	平成26年3月31日の人数(A)
地域移行数	6人	(B) ※H25基準からの累計
	13.0%	(B) / (A)
削減見込み数	2人	(C)
	4.3%	(C) / (A)
目標年度の入所者	44人	平成29年度末

※ 入所者数には、就労移行支援、自立訓練（機能訓練、生活訓練）等利用者の入所者は含みません。

※ 地域移行数は、福祉施設入所者が施設を退所し、グループホーム、一般住宅などへ生活の拠点を移したものの人数とします。

2 地域生活支援拠点等の整備

国は、市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域において、平成29年度末までに、障がいのある人の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも1か所整備することを基本としています。

県は、各市町において、平成29年度末までに1か所整備することとしています。

小野市の考え方

平成29年度末までに1か所の整備を目標とします。

3 福祉施設から一般就労への移行

国は、平成29年度中に一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とするとともに、就労移行支援事業の利用者数（※1）及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率（※2）に関する目標を設定することとしています。

県の設定目標については、国の基準どおりです。

※1 就労移行支援事業の利用者数に係る目標

平成29年度末における利用者数を平成25年度末から6割以上の増加

※2 就労移行支援事業所ごとの就労移行率に係る目標

全体の5割以上の事業所が就労移行率3割以上を達成

小野市の考え方

福祉施設から一般就労への移行者見込については、国及び県の基本指針では、平成29年度中の一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とすることとなっています。

しかし、小野市における平成24年度の実績は5人となっており、他の年度の実績（1～2人）と比較して突出しているため、移行者の見込数を平成24年度と同数の5人とします。

また、市役所においては、障がい者雇用や職場実習の推進及び障害者優先調達推進法の趣旨に基づく調達方針を策定し、毎年度調達目標額を設定することにより障がい者就労施設等からの物品等の調達を図ることとします。

項目	数 値	考 え 方		
福祉施設からの一般就労移行者数	5 人	平成24年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数 (A)		
目標値(目標年度の年間一般就労移行者数)	5 人	平成29年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (B)		
	1 倍	(B) ÷ (A)		
就労移行支援利用者数	5 人	平成25年度末時点の利用者数 (A)		
目標値(就労移行支援利用者数)	8 人	平成29年度最終月の利用者数 (B)		
	63 %	(B) ÷ (A)		
就労移行率の高い支援事業所の増加	事業所数	1事業所		
	うち就労移行率3割以上	1事業所	割合	100%

区 分		第3期			第4期(本計画)			
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
市営住宅を活用したグループホーム等の整備数	人分	0	0	0	0	0	0	
障がい者の率先雇用(正規+非正規+職場実習)	雇用者数	人/年	20	15	14	20	20	20
	うち知的	人/年	11	11	5	10	10	10
	うち精神	人/年	0	0	0	0	0	0
福祉施設等との随意契約等による事業委託等	件数	件	1	7	16	16	17	18
	金額	千円	4	683	800	850	900	1,000

第4章 障がい福祉サービス等の見込量

1 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅介護による支援が必要な障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護が必要な障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排泄・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

(3) 同行援護

移動が困難な視覚障がいのある人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。

(4) 行動援護

行動上著しい困難があり、常時介護を要する知的障がい又は精神障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

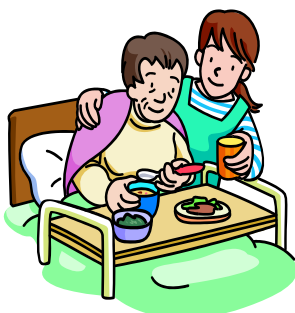
(5) 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

見込み量の算出方法等

第3期計画の見込量、利用者数・利用時間の実績値及び施設から地域移行する障がいのある人の利用を勘案し、平成29年度末までの訪問系サービスの見込み量を算出します。

なお、ヘルパーや事業所不足の解消のため、介護保険ヘルパーや介護保険事業所へ障がいのある人に対する理解の啓発などを行います。



区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居宅介護	総利用時間	時間/月	353	308	285	285	295	300
	実利用者	人/月	34	32	31	31	32	33
	事業所数	箇所	2	2	2	2	2	2
重度訪問 介 護	総利用時間	時間/月	179	180	167	170	175	180
	実利用者	人/月	4	4	3	3	3	3
	事業所数	箇所	2	2	2	2	2	2
同行援護	総利用時間	時間/月	8	18	20	20	25	25
	実利用者	人/月	2	4	4	4	5	5
	事業所数	箇所	1	1	1	1	1	1
行動援護	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0
重度障害 者等包括 支 援	総利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実利用者	人/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	箇所	0	0	0	0	0	0
合 計	総利用時間	時間/月	540	506	472	475	495	505
	実利用者	人/月	40	40	38	38	40	41
	事業所数	箇所	5	5	5	5	5	5

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

2 日中活動系サービス

(1) 短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間を含めて施設で入浴・排泄・食事等の介護を行うサービスです。

(2) 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人に対して、昼間、入浴・排泄・食事等の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

(3) 自立訓練（機能訓練）

機能訓練は、地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人に対して、自立

した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(4) 自立訓練（生活訓練）

生活訓練は、地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい又は精神障がいのある人に対して、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

(5) 就労移行支援

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

(6) 就労継続支援 A 型

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる障がいのある人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

(7) 就労継続支援 B 型

年齢や体力面で雇用されることや就労移行支援及び就労継続支援 A 型を利用することが困難な障がいのある人、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった障がいのある人、50歳に達している障がいのある人などに、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

(8) 療養介護

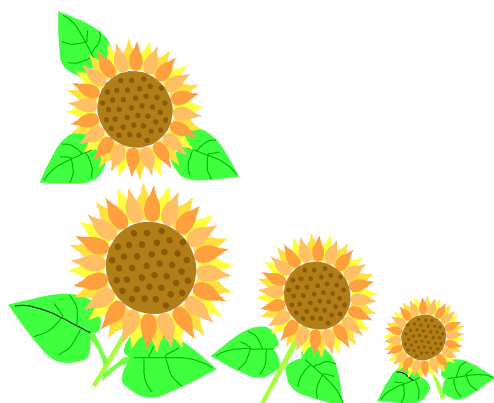
医療と常時の介護を必要とする障がいのある人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

見込み量の算出方法

第3期計画の見込み量、利用者数・利用時間の実績値、サービス提供事業者の新規参入などを勘案し、平成29年度末までの日中活動系サービスの見込み量を算出します。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
短期入所	延利用者	人日/月	79	62	70	75	75	80
	実利用者	人 / 月	15	15	17	18	19	20
	事業所数	箇 所	2	2	2	2	2	2
生活介護	延利用者	人日/月	1,705	1,670	1,670	1,700	1,750	1,800
	実利用者	人 / 月	83	90	93	95	95	100
	事業所数	箇 所	4	4	4	4	4	4
自立訓練 (機能訓練)	延利用者	人日/月	26	23	15	15	15	30
	実利用者	人 / 月	2	2	1	1	1	2
自立訓練 (生活訓練)	延利用者	人日/月	76	82	60	70	75	80
	実利用者	人 / 月	5	5	4	4	4	5
就労移行 支 援	延利用者	人日/月	28	73	105	110	115	120
	実利用者	人 / 月	2	4	6	6	6	7
就労継続 支援 A 型	延利用者	人日/月	816	974	925	950	975	1,000
	実利用者	人 / 月	42	51	47	48	49	50
就労継続 支援 B 型	延利用者	人日/月	794	722	920	1,000	1,100	1,200
	実利用者	人 / 月	42	42	50	55	60	60
	事業所数	箇 所	2	2	3	3	3	3
療養介護	実利用者	人 / 月	14	18	20	20	20	23

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値



3 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

就労又は自立訓練、就労移行支援などを受けている障がいのある人又は介護を要する障がいのある人に対して、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、主に夜間や休日に相談や食事提供その他の日常生活上の世話又は入浴・排泄・食事等の介護を行うサービスです。

(2) 施設入所支援

自立訓練若しくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な障がいのある人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な障がいのある人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護などを行うサービスです。

見込み量の算出方法

第3期計画の見込量、利用者数・利用時間の実績値などを勘案し、平成29年度末までの居住系サービスの見込み量を算出します。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者	人/月	11	16	22	22	22	25
	定員数 （整備見込）	人	0	16	16	16	16	16
	事業所数	箇所	0	1	1	1	1	1
施設入所支援	実利用者	人/月	49	48	47	45	45	44

平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込み数値

※ 共同生活援助（グループホーム）における平成24、25年度の実績については、共同生活介護（ケアホーム）を含みます。

4 指定相談支援

(1) 計画相談支援

支給決定を受けた障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況、生活環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

(2) 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人又は精神科病院に入院している人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行うサービスです。

(3) 地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がいのある人に対して、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談や支援を行うサービスです。

見込み量の算出方法

第3期計画の見込み量、利用者数・利用時間の実績値、地域移行する方の利用の増加及び地域社会の情勢などを勘案し、平成29年度末までのサービス等利用計画作成、地域移行支援、地域定着支援の見込み量を算出します。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
計画相談支援	実利用者	人/月	5	5	35	42	45	51
	事業所数	箇所	1	2	4	4	4	4
地域移行支援	実利用者	人/月	0	0	0	0	2	2
	事業所数	箇所	0	0	0	0	1	1
地域定着支援	実利用者	人/月	0	0	0	0	1	1
	事業所数	箇所	0	0	0	0	1	1

平成24、25年度は実績、平成26～29年度は見込み数値



第5章 地域生活支援事業の見込量

1 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去を目的として、地域住民を対象に障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発を行う事業です。

2 自発的活動支援事業

障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援する事業です。

小野市では、自発的活動支援事業として、本人活動支援事業とボランティア活動支援事業を実施しています。

(1) 本人活動支援事業

知的障がいのある人が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のため社会に働きかける等の活動を支援する事業です。

(2) ボランティア活動支援事業

障がいのある人及びその家族等の団体が行う障がいのある人の社会復帰に関する活動に対する情報提供等及び障がいのある人に対するボランティア活動の支援を行う事業です。

区 分		第3期			第4期（本計画）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業	有無	—	無	無	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	—	有	有	有	有	有

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

3 相談支援事業

(1) 障がい者相談支援事業

障がいのある人、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援などを行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行う事業です。

(2) 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業などの業務を総合的に行う施設です。

(3) 市町村相談支援機能強化事業

相談支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、一般的な相談支援事業に加え、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士などの専門的な職員を配置し、相談支援機能の強化を行う事業です。

(4) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援する事業です。

区 分		第3期			第4期（本計画）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	無	無	無	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無

平成 24, 25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

4 権利擁護事業

(1) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有効であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用など）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成する事業です。

(2) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
成年後見制度利 用 支 援 事 業	実 利 用 見込者数	人	2	0	1	2	1	1
成年後見制度法 人後見支援事業	有 無		無	無	無	無	無	有

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

5 意思疎通支援事業

手話通訳者等を設置し、聴覚障がい及び言語・音声機能に障がいがあるため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図る事業です。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話通訳者 要約筆記者 派遣事業	実利用 見込件数	回/年	72	67	70	70	70	80
			(51)	(45)	(45)	(45)	(45)	(50)
			(21)	(22)	(25)	(25)	(25)	(30)
手話通訳者 設置事業	設置 見込者数	人	0	0	0	1	1	1

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

※ 派遣事業の（ ）は、手話通訳者派遣（上段）、要約筆記者派遣（下段）内訳です。

6 日常生活用具給付等事業

日常生活を営むことに支障がある障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の購入に係る費用の一部を助成する事業です。

区 分		第3期			第4期（本計画）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
介護・訓練支援用具	件/年	3	2	4	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	6	7	6	6	6	6
在宅療養等支援用具	件/年	1	3	3	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件/年	13	0	6	6	6	6
排泄管理支援用具	件/年	773	768	870	870	870	880
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件/年	2	0	1	1	1	1
合 計	件/年	798	780	890	890	890	900

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

7 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進や広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

また、小野市では、手話通訳及び要約筆記に必要な技術を習得した手話通訳者及び要約筆記者を養成する事業も実施しています。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	人	8	18	15	20	20	20
手話通訳者養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	人	7	3		3	3	3
要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了見込み者数	人	0		3	3	3	3

手話通訳者養成研修：H26（前期）、H27（後期）として実施

要約筆記者養成研修：H25（前期）、H26（後期）として実施（パソコン要約筆記）

8 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人が、社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーが外出時の移動を支援する事業です。

区 分		第3期			第4期（本計画）		
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
実利用見込者数	人 / 年	14	16	12	13	14	15
実利用見込時間数	時間/年	1,511	1,104	810	870	940	1,100

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

9 地域活動支援センター事業

障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
市内事業所	実施見込 箇所数	箇所	0	1	1	1	1	1
	実利用 見込者数	人/年	8	11	11	11	11	11
他市町事業所	実施見込 箇所数	箇所	4	6	4	4	4	4
	実利用 見込者数	人/年	16	18	15	15	15	15

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

10 日常生活支援

(1) 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある児童を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

【日中一時支援事業】

障がいのある人に対して生活介護事業所などで日中活動の場を提供する事業です。

【障がい児タイムケア事業】

障がいのある児童（小学生から高校生まで）に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇期間中における活動の場を提供する事業です。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
日 中 一 時 支 援 事 業	利 用 事 業 所	箇 所	6	7	6	7	7	7
	利 用 回 数	回/年	704	317	350	350	360	360
	実利用 者 数	人/月	18	12	14	14	15	15
障 が い 児 タ イ ム ケ ア 事 業	利 用 事 業 所	箇 所	1	2	2	2	2	2
	利 用 回 数	回/年	1,707	3,002	3,500	3,900	3,900	4,300
	実利用 者 数	人/月	10	16	16	18	18	20

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

11 社会参加支援

(1) 障がい者スポーツ大会開催事業

スポーツ活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障がい者スポーツを普及するため、障がい者スポーツ大会を開催する事業です。

(2) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、市広報など障がいのある人が、地域生活をするうえで必要度の高い情報を点訳・音声訳により定期的に障がいのある人に提供する事業です。

(3) 自動車運転免許取得・改造助成事業

障がいのある人に対して、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障がい者 スポーツ 大会開催	実施回数	回/年	1	1	1	1	1	1
	参加人数	人/年	118	127	162	165	165	170
点字・声の 広報等発行	発行回数	回/年	34	34	34	34	34	34
	発行部数	部/回	43	43	43	43	43	43
自動車運転 免許取得・ 改造助成	助成件数	件/年	0	0	0	0	0	1
			1	2	2	2	2	2

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

※ 障がい者スポーツ大会：平成 24～26 年度は実績、平成 27～29 年度は見込み数値

※ 自動車運転免許取得・改造助成：運転免許助成（上段）、改造助成（下段）

12 就業・就労支援

(1) 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業等を行う施設に入所又は通所している障がいのある人に、更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る事業です。

区 分			第3期			第4期(本計画)		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
更生訓練費 給付事業	実利用者数	人/年	6	7	7	7	8	8

平成 24, 25 年度は実績、平成 26~29 年度は見込み数値

第6章 障がい児通所支援等の見込量

1 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。

(2) 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がい児の放課後等の居場所を提供します。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。

(4) 医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練及び治療を行う。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
児童発達 支 援	延利用者	人日/月	41	51	55	60	63	66
	実利用者	人 / 月	11	13	17	18	19	20
	事業所数	箇 所	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサー ビス	延利用者	人日/月	13	12	4	8	8	8
	実利用者	人 / 月	2	2	1	2	2	2
	事業所数	箇 所	1	1	1	1	1	1
保育所等 訪問支援	延利用者	人日/月	—	0	0	1	2	2
	実利用者	人 / 月	—	0	0	1	2	2
	事業所数	箇 所	—	0	0	0	0	0
医療型 児童発達 支 援	延利用者	人日/月	64	72	75	82	83	84
	実利用者	人 / 月	10	11	12	12	12	12
	事業所数	箇 所	1	1	1	1	1	1

平成 24、25 年度は実績、平成 26～29 年度は見込み数値

2 障がい児相談支援

障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画・障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

区 分			第3期			第4期（本計画）		
			平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
障がい児 相談支援	実利用者	人/月	—	0	3	6	6	6
	事業所数	箇 所	—	2	3	3	3	3

第7章 障がいのある児童の早期支援体制の充実

1. 早期相談・早期支援体制の充実

(1) 乳幼児健康診査及び相談事業の充実

妊娠期から乳幼児期にかけての健康相談や乳幼児健康診査などに加え、新たに5歳児発達相談を実施することにより、出生前から就学前の連続した対応の充実を図ります。

(2) 相談等に携わる専門職などの技術向上

障がいのある児童や保護者への情報提供や指導・助言、関係機関への助言等の支援を適切に行うため、健康診査や相談等に携わる専門職などの技術向上を推進します。

(3) 保護者の支援

保護者からの相談を積極的に受け入れ、障がいについての気づきや関わり方等の習得、保護者同士の交流などを支援します。また、障がいのある児童の成長記録や生活の様子、支援内容等に関する情報を記録し、必要に応じて関係機関が共有できる「さぽーとノート」の活用を推進します。

2. 発達支援室の機能強化

(1) 「保健・福祉・教育の連携」のための中心的機関としての役割強化

発達支援室に発達支援コーディネーターを配置し、各部署が持つ専門的な視点を最大限に活かしながら、一貫した支援システムづくりを推進するために必要な事柄についての情報共有や連絡調整などの機能を強化します。

(2) 療育事業の充実

既存の個別療育に加え、新たにグループ療育を実施することで、普通級で学びながらも支援を必要とする子どもへの支援を推進します。

(3) 保育所（園）、幼稚園、学校への巡回指導

関係機関における指導及び早期支援体制の充実のため、保育所（園）、幼稚園、学校などとのネットワークをさらに深めます。

3. 特別支援教育体制の充実

(1) 相談支援体制及び就学指導委員会の充実

障がいのある児童・生徒一人ひとりの状態に応じて、適切な教

育を受けることができるよう、より身近な相談環境を提供し、保護者と学校ならびに各関係機関の連携の充実を図ります。

(2) インクルーシブ教育システム※の構築

多様な学びの場を整備し、各校での特別支援教育に対する専門性をさらに高め、障がいのある児童・生徒一人ひとりの個に応じた教育の推進を図ります。

(3) 移行支援の充実

就学移行や就労移行における各関係機関との連携により、障がいのある児童・生徒一人ひとりに応じた適切な進路指導の充実を図ります。

※インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み（障害者の権利に関する条約第 24 条）

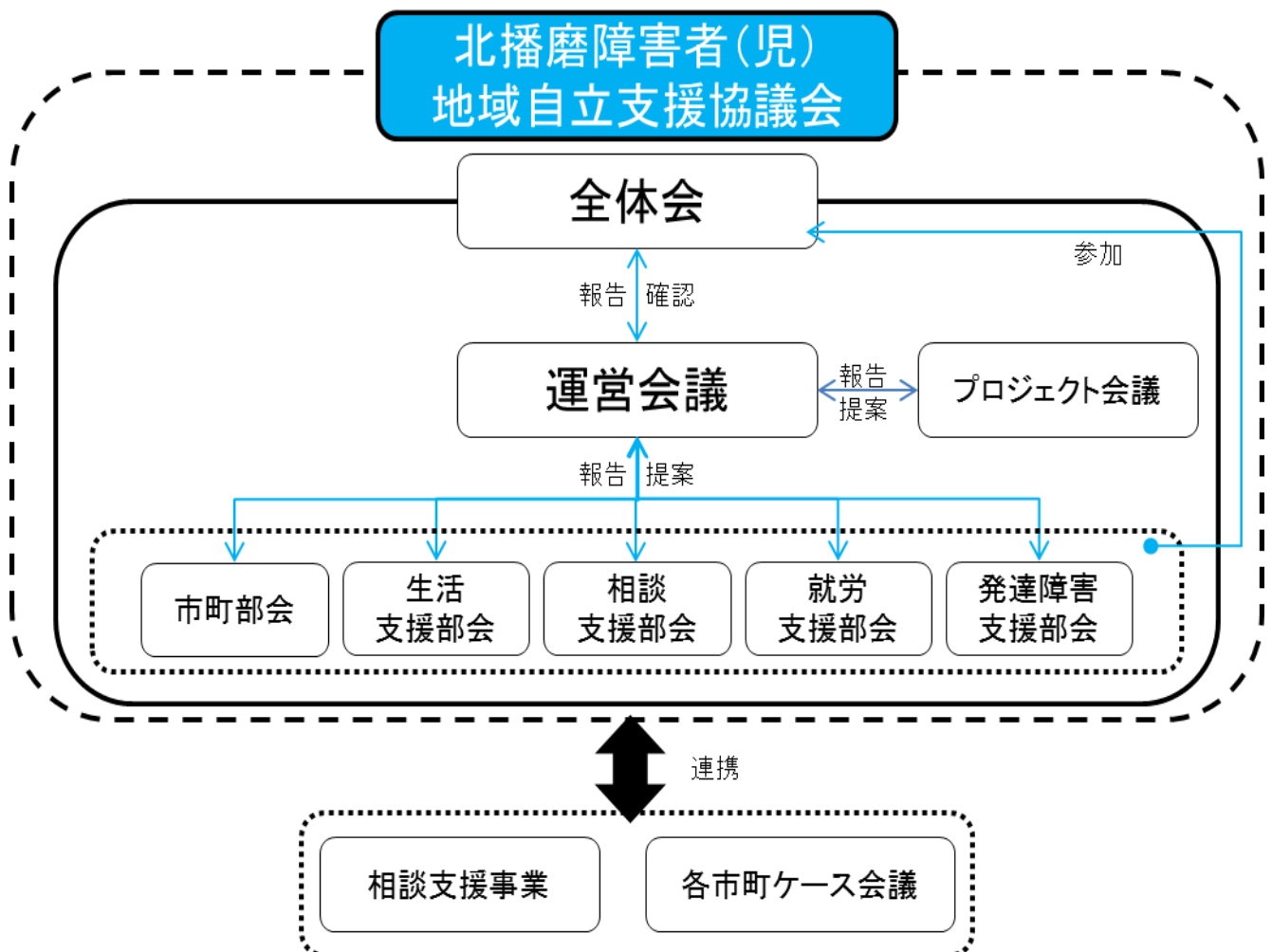
平成 24 年 7 月 23 日文部科学省中央教育審議会特別支援教育の在り方に関する特別委員会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

第8章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

計画の推進にあたっては、北播磨障害者(児)地域自立支援協議会をはじめ、市の関係課、障がいのある人、障がい者団体や障がい者相談支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、近隣市町との連携のもと、県障害福祉計画に基づく障害福祉サービス圏域による広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

【北播磨障害者（児）地域自立支援協議会連携図】



2 推進体制の整備

障がい福祉計画の円滑な推進を図るため、市単独による協議会を設置し、計画の進捗管理・取組・課題について幅広い意見交換ができる体制づくりを進めます。

(1) 協議会の役割

地域における障がいのある人への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

(2) 市の役割

協議会の場で明らかとなった課題等を踏まえ、障がい福祉サービスの提供体制の整備やインフォーマルな社会資源を含めた地域における障がいのある人の支援体制の整備に努めます。

(3) 障がい福祉計画との関係

障害者総合支援法第88条第8項において、「市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ協議会の意見を聴くよう努めなければならない」とされています。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗にあたっては、市協議会が中心となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

第9章 資料

1 小野市障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づく障害福祉計画の策定を行うに当たり、小野市障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に係る調査等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 行政関係者
- (4) その他前条の所掌事務遂行のために必要な者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、委員会の会務を統轄し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(構成委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に当該構成委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 小野市障がい福祉計画策定委員会 委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	団体名	区分
学識経験者		関西福祉大学	大学教授等
		小野市加東市医師会	医師
		北播磨圏域障害者等相談支援 コーディネーター	圏域コーディネーター
関係団体等		小野市障害者福祉協会	当事者団体（身体）
		小野市ひまわり会	当事者団体（知的）
		パッションフルーツ家族会	当事者団体（精神）
		親の会 ぐるぐる	当事者団体（発達）
		兵庫県社会福祉事業団 小野起生園	入所施設
		NPO法人 こすもす	通所施設
		北播磨障害者就業・生活 支援センター	就労支援
		小野市障がい者地域生活・相談 支援センター	相談支援
		小野市民生児童委員協議会	地域福祉
行政関係		加東健康福祉事務所 福祉課	圏域
		小野市教育委員会 学校教育課	教育
		市民福祉部 健康課	精神、発達

第4期小野市障がい福祉計画

平成27年3月

小野市 市民福祉部 社会福祉課

〒675-1380

兵庫県小野市王子町806番地の1

TEL (0794) 63-1011

FAX (0794) 63-1204